

遺言公正証書を作成されるお客様へ

<事前にご用意いただくもの>

1. 遺言者ご本人について
 - ①から⑤のいずれかをご用意ください。
 - ①印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
 - ②運転免許証
 - ③住民基本台帳カード（写真入りのもの）
 - ④パスポートと住民票
 - ⑤その他、官公署発行の文書で写真入りのもの（身体障害者手帳等）
2. 財産をもらう方について
 - (1)財産をもらう方が**相続人の場合**（「相続」させる場合）
遺言者との関係（続柄）がわかる**戸籍謄本**
 - (2)財産をもらう方が**相続人以外の場合**（「遺贈」する場合）
相続人でない方に遺贈する場合には、その方（受遺者）の住民票等
（団体等に遺贈する場合には、その名称・住所等がわかるもの）
3. 財産について
 - (1)**不動産（土地、建物）**
 - A. **全部事項証明書**
 - B. **固定資産税・都市計画税納税通知書中の課税明細書****※借地権の場合（借りている土地がある場合）**
 - A. **借地の賃貸借契約書**
 - B. **借地の固定資産評価証明書**
 - (2)**預貯金**
預貯金の残高がわかるもの（通帳等）
 - (3)**株式**
会社名と株数がわかるもの
（上場されていない株式は、価額がわかる資料をご用意ください。）
 - (4)**その他の財産**については、ご相談ください。
4. **遺言執行者（遺言を実行してくれる人）**について
住所・氏名・生年月日・職業を記載したメモ等。
5. **立会証人**について
証人**2名**の立会が必要なので、証人の**住所・氏名・生年月日・職業**を記載したメモ等。（印鑑証明書等は、ご用意いただかなくても結構です。）
ただし、次の人は、立会証人になれません。
 - ① 未成年者
 - ② 推定相続人と受遺者
 - ③ ②の配偶者と直系血族**※適当な方が見つからない場合、当役場でご紹介することもできます。**

<遺言公正証書作成当日にご用意いただくもの>

1. 遺言者ご本人

- (1)印鑑証明書で本人確認の方は、**実印**。それ以外の方は、**認印**（〈事前にご用意いただくもの〉 1. 参照）。
- (2)事前にご用意いただいた資料がコピーの場合は、その**原本**（〈事前にご用意いただくもの〉 1. ～5. 参照）。
- (3)手数料

2. 立会証人

認印をお持ちください。

<よくあるご質問>

Q. 「遺言者との関係（続柄）がわかる**戸籍謄本**」とは？

A. (例) 財産をもらう方が、弟の長女（姪）の場合・・・

①と②の両名の戸籍謄本が必要になります。

①遺言者の親の戸籍謄本で、子の記載のあるもの
→遺言者と弟との兄弟関係がわかります。

②弟の戸籍謄本で、子の記載のあるもの
→弟とその長女の親子関係がわかります。

Q. **借地の固定資産評価証明書**はどこでもらえるのですか？

A. 借地が都内にある場合、都税事務所で発行してもらうことができます。借地の賃貸借契約書と賃借人の本人確認資料をお持ちになってください。詳しくは、都税事務所にお尋ねください。

Q. **遺言執行者**には誰を指定すればよいですか？

A. 相続人や受遺者を指定することが多いですが、別の人や法人を指定することもできます。また、立会証人も遺言執行者になることができます。

Q. **手数料**はいくらですか？

A. 財産額、もらう方の人数等により異なります。詳しくは、日本公証人連合会のホームページ等をご覧ください。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

向島公証役場



〒131-0032

東京都墨田区東向島6-1-3 小島ビル2階

TEL 03-3612-5624 FAX 03-3612-2890

E-Mail office@mukojima-kosho.jp

URL <http://www.mukojima-kosho.jp>